第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

○鳥獣保護管理事業計画について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第3条に基づき環境 大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、法 第4条第1項に基づき県知事が定める5か年計画。

第一 計画の期間

令和4年4月1日~令和9年3月31日

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 1 鳥獣保護区
 - ・計画期間中に指定期間が満了となる21か所(46,792ha)の指定については、原則更新する。
- 2 特別保護地区
 - ・計画期間中に指定期間が満了となる帆柱山特別保護地区(1,074ha)、五ヶ山特別保護地区(102ha)、英彦山特別保護地区(301ha)、烏帽子島特別保護地区(1ha)計4か所(1,478ha)の再指定を行う。
- 3 休猟区の指定
 - ・新規指定の予定はなし。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- ・狩猟鳥獣であるキジ(外来種を除く。以下同じ)の放鳥を行う。計画期間中の放鳥羽数は 6,000 羽。
- ・県内には、養殖業者がいないため、入手先の養殖業者に計画的な増殖体制の整備、近親交配による遺伝子の劣化の防止、放鳥地域に生息する地域個体群に含まれる個体の増殖について配慮されているか確認を行う。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ・捕獲等の許可を行うに当たり、捕獲目的に応じた許可基準等を設定する。 捕獲目的:学術研究、鳥獣の保護、鳥獣の管理、その他特別の事由 愛玩飼養を目的とした捕獲許可は行わない。
- ・被害の防止の目的による捕獲について、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる 鳥獣について、予察捕獲を行う。
- ・捕獲許可した者に対し、捕獲物又は採取物の処理等の適切な処置等について指導する。また、 豚熱 (CSF) 等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際 に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物の処理を行うこと、被害防止目的で捕獲された外来 鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響を鑑み、捕獲後に放鳥獣しないことを指導す る。
- ・被害の防止の目的による捕獲許可に係る事務については、対象とする種を限定した上で、市町 村に権限移譲しており、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。
- ・鳥類の違法飼養防止のため、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域

計画期間中に指定期間が満了となる51区域については、期間満了時に再指定を行う。 新規指定については、住民からの要請に応じて検討する。

2 特定猟具使用制限区域及び猟区

現在指定なし。新規指定の予定なし。

3 指定猟法禁止区域

鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒問題に対応するため、泉川河口、椎田を指定猟法(鉛散弾)禁止 区域に指定している。新規指定の予定はなし。

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

- 1 第一種特定鳥獣保護計画は、現在作成していない。必要に応じて作成を検討する。
- 2 第二種特定鳥獣管理計画
 - ・生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により農林水産物に被害を与えているニホンジカ 及びイノシシについて引き続き定める。
 - ・耶馬日田英彦山国定公園における生態系被害防止のため、指定管理鳥獣捕獲等事業 (ニホンジカ) を実施。第二種特定鳥獣管理計画との整合を図る。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

鳥獣保護区を中心とした鳥類生息分布調査、飛来地におけるガン・カモ・ハクチョウ調査、初猟 日におけるキジ・ヤマドリ出合数調査を実施する。また、生態系の保全の観点から重要な地域等 においては、ニホンジカの生息密度調査を実施する。

2 法に基づく諸制度の運用状況調査

曽根干潟における鳥獣保護区の指定及び管理状況に関する調査や狩猟や被害の目的での捕獲者からより具体的な捕獲状況に関する情報を報告させる捕獲等情報収集調査等を実施する。また、 錯誤捕獲について、必要な情報の項目を整理し、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求める。

3 新たな技術の研究開発・普及

捕獲した個体の有効利用や効率的な処分に関する技術開発を進め、普及に努める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 1 鳥獣保護区等の管理、狩猟取締り等の業務を行うため、鳥獣保護管理員を任命する。
- 2 鳥獣保護管理の担い手の人材育成のため、県職員、鳥獣保護管理員、市町村職員、民間人を対象 とした研修を行う。
- 3 狩猟者等の鳥獣の捕獲の担い手の確保・育成に関して、知識・技術の向上のための取組を進める。
- 4 狩猟における違反行為や違法な捕獲・飼養等の取締りについて、警察当局と協力して適正かつ 効果的に実施する。

第九 その他

- 1 傷病鳥獣救護
 - ・生物多様性の保全に貢献する観点から、人間活動に起因する傷病であり、特に野生復帰させるこ

とが適当である傷病鳥獣について、救護を行う。

- 2 油等による汚染に伴う水鳥の救護
 - ・発生した場合には、傷病鳥獣救護体制を活用することとし、必要に応じて市町村、獣医師会、保 護団体等に協力を求める。
 - ・大規模な発生に備え、関係地方公共団体との連絡体制を整備する。
- 3 感染症への対応
 - ・生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、「人と動物の健康、そして環境の健全性は一つである」とするワンヘルスの理念に基づき、鳥獣行政のみならず、公衆衛生や家畜衛生、動物愛護管理行政等の関係する部局が連携した対策の実施に努める。
 - ・高病原性鳥インフルエンザについては、ウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備すると ともに関係機関と連携し、適切な調査に努める。
 - ・豚熱等については、関係市町村や関係機関等に対し普及啓発を行う他、その他の感染症について も、関係部局と連携して情報の収集、共有に努める。
- 4 鳥獣保護思想の普及
 - ・愛鳥週間における探鳥会や野生鳥獣保護モデル校の指定の実施を通じて自然保護及び鳥獣保護 への関心を高める。
 - ・県民へ狩猟制度や野鳥の愛玩飼養を目的とした違法な捕獲や飼養についての周知徹底等、法令 の普及徹底をホームページや広報誌等を活用して実施する。